

# 経営比較分析表

佐賀県 佐賀市

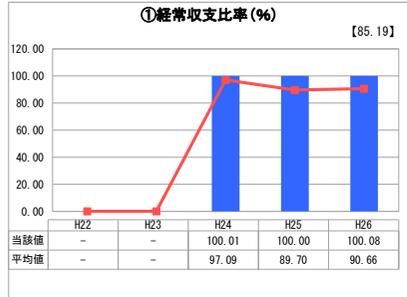
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	73.01	1.75	100.00	2,571

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
235,845	431.84	546.14
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
4,105	0.80	5,131.25

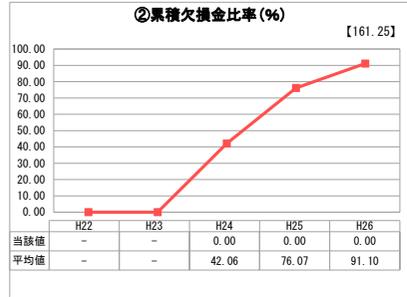
**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



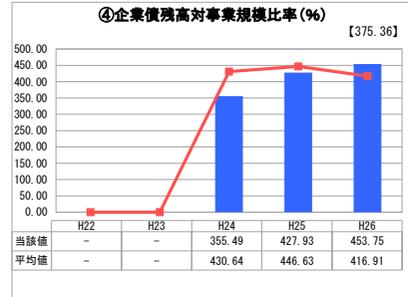
「経常損益」



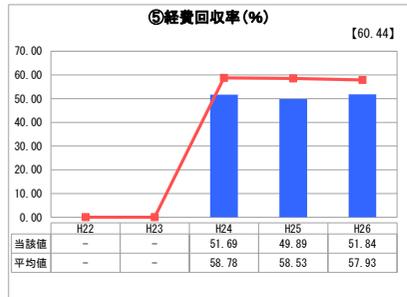
「累積欠損」



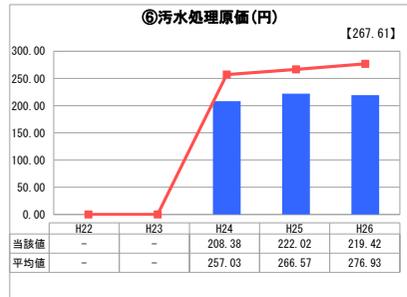
「支払能力」



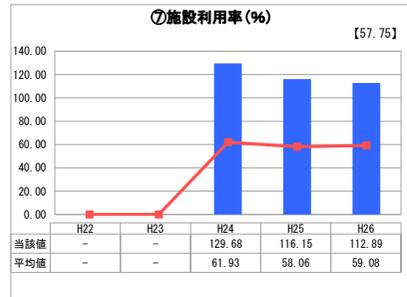
「債務残高」



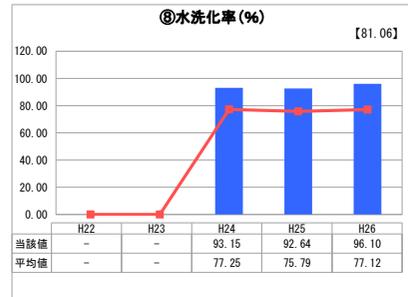
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

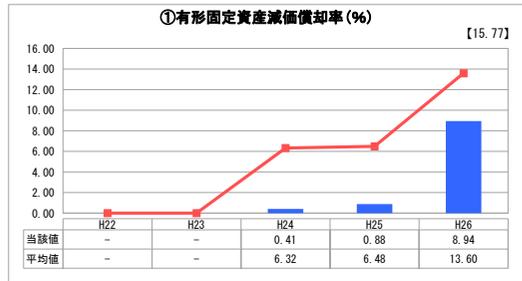


「施設の効率性」

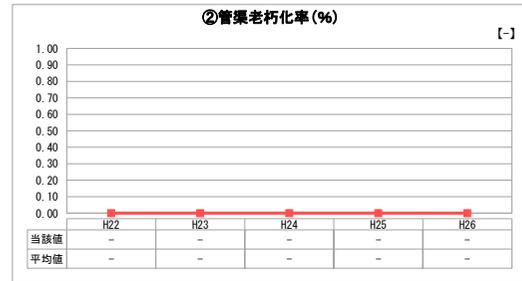


「使用料対象の捕捉」

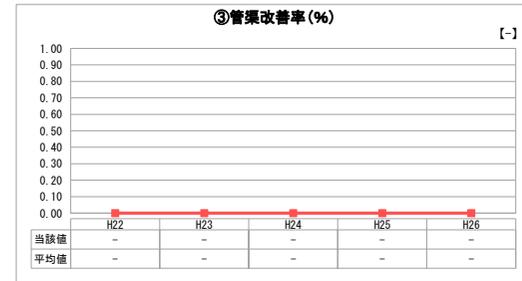
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

当市の特定地域生活排水処理事業（以下「市営浄化槽事業」という。）については、公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業・個別排水処理事業の4事業と合わせて、1つの「下水道事業」として経営している。

市営浄化槽事業は、上記の4つの事業以外の地区の汚水等を処理する事業で、平成22年度から開始している。④企業債残高対事業規模比率が上昇傾向であるのもこのような状況が影響している。

また、使用料については、公共下水道事業のような使用量に応じたものではなく、人槽による定額制となっている。浄化槽使用料体系については、公共下水道事業の料金体系と均衡するように設定されている。そのため、総務省が定める繰出基準での一般会計繰入金では収支が不足するため、結果として、収支不足分を公共下水道事業からの繰入れて賄っている状況である。①経常収支比率が100%を超えているにもかかわらず、⑤経費回収率が50%前後で推移しているのはそのためである。

### 2. 老朽化の状況について

当市の市営浄化槽事業は、平成22年から開始しているため、当市で設置した浄化槽については、28年の法定耐用年数を超えた施設はないが、寄贈の浄化槽については、法定耐用年数に近づいている浄化槽もある。浄化槽について、老朽化した場合、構造的に更新（取替）による対応は難しく、基本的には修繕により対応していくことを想定している。そのため、事業開始間もない事業ではあるが、老朽化施設の修繕を含めた計画的な維持管理体制の構築が必要となる。

### 全体総括

市営浄化槽事業については、普及促進が必要とされる一方、経費回収率が50%前後と低いため、市営浄化槽の基数が増加していくと、収支不足が増加することとなる。

また、上記でも記載したとおり、今後は、老朽化した寄贈の浄化槽に対する修繕費用が増加していくことが想定されるが、現時点では修繕に対する国庫補助等は見込めず、事業開始間もないことから減価償却による資金の内部留保も十分ではないという財務的な問題もある。

したがって、収支不足の構造的な問題と併せて、今後増加していく修繕費用へ対応できるよう、経費の削減に取り組むとともに、料金の単価設定や改定について検討する必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみを類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率、管渠老朽化率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。